

## 診療報酬（健康保険・国民健康保険）

自己負担額は、年齢等により異なります。1割負担・2割負担・3割負担の料金を表示しております。

### <訪問看護基本療養及びその加算>

**表1 訪問看護基本療養費（Ⅰ）**

	週3回まで 保健師、看護師、理学療法士	週4回以上 保健師、看護師、理学療法士
基本療養費	5550円	6550円
利用者負担1割	555円	655円
利用者負担2割	1110円	1310円
利用者負担3割	1665円	1965円

\*利用者一人につき、週3回までを限度とする。但し、厚生労働省の定める基準告示第2の1に定める疾病等、特別訪問看護指示書が交付された場合を除きます。

\*看護職員と理学療法士は、情報共有し訪問看護計画書及び報告書について、連携して作成する事が要件であり、看護職員の定期的な訪問により、利用者の状態について適切に評価することになっています。また理学療法士等による訪問看護は、看護業務の一環としてのリハビリテーションを中心としたものである場合に、看護職員の代わりに行う訪問とされています。理学療法士のみでの訪問はできません。

**表2 訪問看護基本療養費（Ⅱ）同一建物内 \*一戸建ても含む**

同一日2名	週3回まで 保健師、看護師、理学療法士	週4回以上 保健師、看護師、理学療法士
基本療養費	5550円	6550円
利用者負担1割	555円	655円
利用者負担2割	1110円	1310円
利用者負担3割	1665円	1965円
同一日3名	週3回まで 保健師、看護師、理学療法士	週4回以上 保健師、看護師、理学療法士
基本療養費	2780円	3280円
利用者負担1割	278円	328円
利用者負担2割	556円	656円
利用者負担3割	834円	984円

\*利用者一人につき、週3回までを限度とする。但し、厚生労働省の定める基準告示第2の1に定める疾病等、特別訪問看護指示書が交付された場合を除きます。

表3 訪問看護基本療養費（Ⅲ）

	入院中に、在宅療養に備えて一時的に外泊をしている者であって、①厚生労働大臣の定める疾病②特別管理加算の対象者③その他外泊にあたり訪問看護が必要と認められるものに対し、訪問看護指示書及び訪問看護計画書に基づき、入院中1回、特別に認められたものは2回に限る。
料金	8500円/回
利用者負担1割負担	850円
利用者負担2割負担	1700円
利用者負担3割負担	2550円

表4 難病等複数回訪問加算

基準告示第2の1（別表第7、別表第8）、特別訪問看護指示書が交付された利用者は、1日に2回3回の訪問看護を受けることができます。

	1日に2回訪問	1日に3回訪問
難病等複数回訪問	4500円	8000円
利用者負担1割負担	450円	800円
利用者負担2割負担	900円	1600円
利用者負担3割負担	1350円	2400円

表5 緊急訪問看護加算

	利用者または家族の緊急の求めで、緊急に訪問看護を行った場合	
	月14日目まで	月15日目以降
緊急訪問看護加算	2650円	2000円
利用者負担1割負担	265円	200円
利用者負担2割負担	530円	400円
利用者負担3割負担	795円	600円

\*算定理由を訪問看護療養費明細書に記載すること

表6 長時間訪問看護加算

\*一日につき1回算定

	特別管理加算対象者 特別訪問看護指示書	15歳未満の超重症児又は 準超重症児への訪問看護 15歳未満の別表8
長時間訪問看護加算	5200円（週1日まで）	5200円（週3日まで）
利用者負担1割負担	520円	520円
利用者負担2割負担	1040円	1040円
利用者負担3割負担	1560円	1560円

1回の訪問看護が90分を超えた場合。

表7 乳幼児加算・幼児加算

6歳未満の乳幼児に対し訪問看護ステーションの看護師が指定訪問看護を行った場合  
厚生労働大臣が定める者に該当する場合にあっては1800円を所定額に加算する

	乳幼児加算	厚生労働大臣が定める者
乳幼児・幼児加算	1300円	1800円
利用者負担1割負担	130円	180円
利用者負担2割負担	260円	360円
利用者負担3割負担	390円	540円

\*厚生労働大臣が定める者

- (1) 超重症児又は準超重症児
- (2) 特掲診療料の施設基準等別表第七に掲げる疾患等の者
- (3) 特掲診療料の施設基準等別表第八に掲げる者

表8 複数名訪問看護加算

	看護職員が看護師等と同行訪問 (週1回まで)	看護職員が看護補助者と同行訪問 (週3回まで)
複数名訪問看護 加算	4500円	3000円
利用者負担1割	450円	300円
利用者負担2割	900円	600円
利用者負担3割	1350円	900円

\*①別表第7に掲げる者（厚生労働大臣が定める疾病等）

②別表第8に掲げる者（特別管理加算の対象者）

③特別訪問看護指示書による訪問看護を受けている者

④暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損行為等が認められる者

⑤利用者の身体的理由により一人の看護師等による訪問看護が困難と認められる者

⑥その他利用者の状況から判断して、①から⑤までのいずれかに準ずると認められる者が、対象になります。但し、⑤⑥に関しては看護補助者に限ります。

⑦この場合における看護補助者とは、事務職・理学療法士・看護師も対象になります。

### 表9 夜間・早朝訪問看護加算、深夜訪問看護加算

夜間（午後6時～午後10時までの時間）早朝（午前6時～8時までの時間）：2100円

深夜（午後10時～翌朝6時までの時間）：4200円

	夜間加算（2100円）	深夜加算（4200円）
利用者負担1割	210円	420円
利用者負担2割	420円	840円
利用者負担3割	630円	1260円

### <訪問看護管理療養費及びその加算>

#### 表10 機能強化型訪問看護管理療養費

	機能強化型 訪問看護管 理療養費1	機能強化型 訪問看護管 理療養費2	機能強化型 訪問看護管 理療養費3	その他
月の初日料金	13230円	10030円	8700円	7670円
利用者負担1割	1323円	1003円	870円	760円
利用者負担2割	2646円	2006円	1740円	1534円
利用者負担3割	3969円	3009円	2610円	2301円
月の2日目以降1回 あたり	3000円	3000円	3000円	3000円
利用者負担1割	300円	300円	300円	300円
利用者負担2割	600円	600円	600円	600円
利用者負担3割	900円	900円	900円	900円

\*上記それぞれに要件があり、要件を満たす場合に算定が可能になります。

当事業所では現在「その他」部分の該当ですが、訪問看護の質の向上を目指し、訪問看護管理療養費1. 2. 3へ移行します。移行する場合には文書にてお知らせいたします。

**表 1 1 24 時間対応体制加算**

利用者及び家族等に説明し同意を得ること。利用者又はその家族等から電話等により看護に関する意見を求められた場合に常時対応でき、必要に応じて緊急訪問を行うことができる体制

24 時間対応体制加算	イ. 6800 円	ロ. 6520 円
利用者負担 1 割	680 円	652 円
利用者負担 2 割	1360 円	1304 円
利用者負担 3 割	2040 円	1956 円

区分に従い月 1 回に限り、いずれかを所定額に加算する

イ、24 時間対応体制における看護業務の負担軽減の取り組みを行っている場合

ロ、それ以外の場合

**表 1 2 退院時共同指導加算**

退院時共同指導加算	8000 円
利用者負担 1 割	800 円
利用者負担 2 割	1600 円
利用者負担 3 割	2400 円

退院または退所時に、医師及び看護師等が、共同して、今後の療養生活や医療処置（薬剤や医療器材の調達や管理を含む）、退院後の訪問診療や訪問看護などを調整した場合。

基準告示第 2 の I に規定する疾病等の利用者については複数日実施した場合は 2 回算定できる

**表 1 3 特別管理指導加算**

特別管理指導加算	2000 円
利用者負担 1 割	200 円
利用者負担 2 割	400 円
利用者負担 3 割	600 円

退院または退所時に、医師及び看護師等が、共同して、今後の療養生活や医療処置（薬剤や医療器材の調達や管理を含む）、退院後の訪問診療や訪問看護などを調整した場合であり、特別管理加算の対象者であった場合

表 1 4 特別管理加算

	訪問看護に関し特別な管理を必要とする利用者に対して、事業所が、訪問看護の実施に関する計画的な管理を行った場合	
	特別管理加算（Ⅰ）	特別管理加算（Ⅱ）
特別管理加算	5000 円	2500 円
利用者負担 1 割	500 円	250 円
利用者負担 2 割	1000 円	500 円
利用者負担 3 割	1500 円	750 円

注 1) 特別管理加算（Ⅰ）は、在宅悪性腫瘍患者指導管理を受けている状態、在宅気管切開患者指導管理を受けている状態、気管カニューレを使用している状態、留置カテーテルを入れている状態

注 2) 特別管理加算（Ⅱ）は、在宅自己腹膜灌流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養指導管理、在宅成分栄養経管栄養法指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理、在宅自己疼痛管理指導管理、在宅肺高血圧患者指導管理を受けている状態。人工肛門または人工膀胱を設置している状態。真皮を超える褥瘡の状態。在宅患者訪問点滴注射管理指導料を算定している。

表 1 5 退院支援指導加算

	退院した当日の訪問看護
退院支援指導加算	6000 円
利用者負担 1 割	600 円
利用者負担 2 割	1200 円
利用者負担 3 割	1800 円

\* 退院日に在宅で療養上必要な指導を行った場合（長時間の訪問を要するものに対して指導を行った場合にあっては、1 回の退院支援指導の時間が 90 分を超えた場合又は複数の退院支援指導の合計時間が 90 分を終えた場合に限る）

	退院した当日の長時間の訪問看護
退院支援指導加算	8400 円
利用者負担 1 割	840 円
利用者負担 2 割	1680 円
利用者負担 3 割	2520 円

表 1 6 在宅患者緊急時等カンファレンス加算

	在宅で療養している方の状態の変化や治療方針の変化などに伴い、主治医の求めにより共同で自宅に赴きカンファレンスを行い、共同で療養上必要な指導を行った場合
在宅患者緊急時等カンファレンス加算	2000 円 (月 2 回)
利用者負担 1 割	200 円
利用者負担 2 割	400 円
利用者負担 3 割	600 円

表 1 7 在宅患者連携指導加算

	医療関係職種間で共有した情報を踏まえて、看護師がご家族等へ指導を行うとともに、指導内容や療養上の注意点について多職種に情報提供した場合
在宅患者連携指導加算	3000 円 (月 1 回)
利用者負担 1 割	300 円
利用者負担 2 割	600 円
利用者負担 3 割	900 円

表 1 8 看護・介護職員連携強化加算

	喀痰吸引等の業務を行う介護職員等と連携し、介護職員等を支援
看護・介護職員連携強化加算	2500 円 (月 1 回)
利用者負担 1 割	250 円
利用者負担 2 割	500 円
利用者負担 3 割	750 円

表 1 9 訪問看護情報提供療養費

類型	情報提供先
訪問看護情報提供療養費 1 : 1500 円	市町村からの求めに応じ、厚生労働大臣が定める疾病等の利用者に係る保健福祉サービスに必要な情報提供
訪問看護情報提供療養費 2 : 1500 円	厚生労働大臣が定める疾病等の利用者の入学時・転校時等に義務教育諸学校からの求めに応じ情報提供

訪問看護情報提供療養費 3 : 1500 円	保険医療機関に入院・入所にあたり、主治医に訪問看護に係る 情報提供
---------------------------	--------------------------------------

情報提供療養費	1500 円
利用者負担 1 割	150 円
利用者負担 2 割	300 円
利用者負担 3 割	450 円

表 2 0 訪問看護医 DX 情報活用加算

電子資格確認により、利用者の診療情報を取得等した上で指定訪問看護の実施に関する計画的な管理を行った場合は、月に 1 回に限り 50 円を所定額に加算する

訪問看護医療 DX 情報活用加算	月 1 回	50 円
------------------	-------	------

表 2 1 訪問看護ターミナル療養費

訪問看護ターミナル療養費 1 : 25000 円	在宅又は特別養護老人ホーム等で生活をされている方にターミナルケアを行う
訪問看護ターミナル療養費 2 : 10000 円	特別養護老人ホームにおいて看取り加算を算定している方のターミナルケアを行う

ターミナルケア療養費	25000 円
利用者負担 1 割	2500 円
利用者負担 2 割	5000 円
利用者負担 3 割	7500 円

表 2 2 訪問看護ベースアップ評価料 (I) 月 1 回

厚生労働大臣が定める基準に適合して厚生局に届け出

	780 円
利用者負担 1 割	78 円
利用者負担 2 割	156 円
利用者負担 3 割	234 円

以下 3 項目に関しては、診療報酬外になり、消費税が含まれています。  
また子ども医療費等の償還の対象にはなりません。

表 2 3 休日料金

休日料金（土日・祝日・年末年始・4 月 15 日等の休日）	2200 円（税込み）
-------------------------------	-------------

表 2 4 交通費

2 km未満	0 円
2 km～5 km未満	110 円（税込み）
5 km～10 km未満	330 円（税込み）
10 km以上 1 km毎に	110 円加算（税込み）

表 2 5 エンゼル料金:13200 円（税込み）